

和光市技能者表彰要綱

平成 8 年 4 月 1 日

告 示 第 1 7 号

改正平成11年10月7日告示第90号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、市内の事業所で同一職種に長年従事し、技能の向上及び後進の育成等に貢献した者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第 2 条 表彰は、市内の事業所に勤務し、かつ、別表に規定する職種の技能を有する者（以下「技能者」という。）のうち、特に技能が優れ、他の模範となるものについて行う。

2 表彰の種類及び基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 技能功労 同一職種に 30 年以上従事した 50 歳以上の技能者で、特に功労のあったもの
- (2) 優良技能 同一職種に 20 年以上従事した 40 歳以上の技能者で、他の模範となる技能を有するもの

（被表彰者の推薦）

第 3 条 商工会長、同業者団体の代表者又は事業主は、前条の規定に該当するものがあるときは、別記様式により市長に推薦するものとする。

（表彰の決定）

第 4 条 市長は、前条の推薦を受けたときは、速やかに審査の上表彰の可否を決定し、その旨を前条の推薦を行ったものに通知するものとする。

（表彰の方法）

第 5 条 表彰は、市長が毎年 1 回表彰状を授与して行うものとする。

（その他）

第 6 条 この告示に定めるもののほか表彰に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年告示第 90 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

職 業 分 類	職 種
金 属 加 工	板 金 工
金属溶接・溶断	電 気 溶 接 工 ガ ス 溶 接 工 ガ ス 切 断 工
計器・光学機械 器具組立・修理	時 計 修 理 工
電 気 作 業	電 気 工 事 士
輸送用機械器具 組 立 ・ 修 理	自 動 車 整 備 ・ 修 理 ・ 板 金 工 自 転 車 組 立 工 ・ 修 理
紡 糸 製 造	製 糸 工 紡 織 工
衣 服 ・ 織 維 製 品 製 造	洋 服 仕 立 職 和 服 仕 立 職
建 設	大 工 鳶 職 石 工 左 官 配 管 工 内 装 仕 上 工 畳 職 植 木 職 造 園 師（工）
木 製 品 等 製 造	木 工 木 製 家 具 ・ 建 具 製 造 工 木 彫 工
パ ル プ ・ 紙	加 工 紙 製 造 工 紙 器 製 造 工 紙 製 品 製 造 工
製 品 製 造 印 刷 ・ 製 本	印 刷 工 製 本 工
靴・革製品製造	靴 製 造 工 革 製 品 製 造 工
食 料 品 製 造	め ん 類 製 造 工 パ ン ・ 菓 子 製 造 工 水 産 物 加 工 工 こ ん に や く ・ 豆 腐 製 造 工 そ の 他 の 食 料 品 製 造
生 活 衛 生	理 容 師 美 容 師 着 付 師 ク リ ー ニ ン グ 師
サ ー ビ ス	
飲 食 物 調 理	調 理 師
その他の技能工	表 具 工 塗 装 工 製 図 工
そ の 他	そ の 他 市 長 が 適 当 と 認 め た 職 種